



日米安保千葉労働組合

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号（動力車会館）

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939番

97.9.1 043(22)4652番

No.

これが新ガイドラインだ！

全力で9・11千葉県集会へ

★ 安保条約と新ガイドライン

| 日米安保条約 | 新ガイドライン=戦争マニュアル |
|--|---------------------------------|
| 片側的軍事同盟 | → 双務的軍事同盟（双務的という言葉が実に36箇所でてくる！） |
| 日本国領域条項（5条） 「日本国領域において武力攻撃があった場合、共同で対処」 | 「日本周辺諸地域事態」での共同作戦、「後方地域支援」を行なう |
| 極東条項（6条） 「極東有事の際は米軍の行動に基地を提供」 | ガイドライン中間報告 [別表40項目] (別掲) |

| | 日本国内 | 公海上 | 後方地域 | 戦闘地域 |
|---------|------|-----|------|------|
| 日米安保条約 | ★ | | | |
| 新ガイドライン | ★ | ★ | ★ | ☆ |

周辺事態における協力検討項目の例 (ガイドライン見直し中間とりまとめの別表)

| 機能及び分野 | 検討項目例 |
|-------------------------------------|---|
| 人道的活動 | <ul style="list-style-type: none"> 被災地への人員及び補給品の輸送 被災地における医療・通信及び輸送 避難民の救助及び移送並びに避難民に対する応急物資の支給 |
| 捜索・救難 | <ul style="list-style-type: none"> 日本周辺海域における捜索・救難活動及びこれに関する情報の交換 |
| 国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動 | <ul style="list-style-type: none"> 船舶の検査及び関連する活動 情報の交換 |
| 非戦闘員を退避させるための活動 | <ul style="list-style-type: none"> 情報の交換（所要及び能力） 自衛隊施設及び民間港湾・空港の使用 日本人出国時の通関、出入国管理及び検疫 日本国内における一時的な宿泊、輸送及び医療にかかる支援 |
| 施設の使用 | <ul style="list-style-type: none"> 補給等を目的とする自衛隊施設及び民間港湾・空港の使用 自衛隊施設及び民間港湾・空港における人員及び物資の積み下ろしに必要な場所及び保管施設の確保 自衛隊施設及び民間港湾・空港の運用時間の延長 米航空機による自衛隊の飛行場の使用 訓練・演習区域の提供 米軍施設・区域内における暫定的構築物の建設 |
| 補給 | <ul style="list-style-type: none"> 自衛隊施設及び民間港湾・空港での米艦船・航空機への物資（武器・弾薬を除く）及び燃料・油脂・潤滑油の提供 人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の輸送のための車両及びクレーンの利用 米軍施設・区域に対する物資（武器・弾薬を除く）及び燃料・油脂・潤滑油の提供 |
| 輸送 | <ul style="list-style-type: none"> 人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の日本国内における陸上・海上・航空輸送 公海上の米艦船に対する海上輸送 |
| 整備 | <ul style="list-style-type: none"> 米艦船・航空機・車両の修理・整備 修理部品の提供 整備用資器材の一時提供 |
| 医療 | <ul style="list-style-type: none"> 日本に後送された傷病者の治療 日本国内における傷病者の移送 医薬品及び衛生機具の提供 |
| 警備 | <ul style="list-style-type: none"> 米軍施設・区域（共同施設・区域を含む）の警備 米軍施設・区域周辺海域の警戒監視 日本国内の輸送経路上の警備 日本国内の治安に関する情報の提供 |
| 通信 | <ul style="list-style-type: none"> 日米の関係機関の間の通信のための周波数（衛星通信を含む）及び器材の提供 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 米艦船の出入港に対する支援 自衛隊施設及び民間港湾・空港における物資の積み下ろし作業 米軍施設・区域内における汚水処理、給水、給電等 米軍従業員の一時増員 |
| 日米用協定における警戒監視 | <ul style="list-style-type: none"> 情報の交換 |
| 機雷除去 | <ul style="list-style-type: none"> 日本領域及び日本周辺公海上における機雷除去並びに機雷に関する情報の交換 |
| 海・空域調整 | <ul style="list-style-type: none"> 日本周辺海域での交通量の増大に対応した海上運航調整 日本周辺空域での航空交通管制及び空域調整 |

抜本的な改悪！

何よりも恐るべきことは、一片の行政協定だけで、国会にもはからずに、これまでの日米安保条約を事実上破棄して、根本から改悪するような「戦争マニュアル」（ジャパンタイムス）が作られようとしていることだ。しかも、そのガイドラインを根拠として、来春には有事法制が国会に上程されようとしている。世の中の理屈・社会の仕組みが完全に逆転してしまっている。今こそ、戦争への道を阻止するために起ちあがらなければならぬ。

新ガイドラインで、一体何がどう変わったのか。安保条約と新ガイドラインをくらべて見ると次のようになる。日本周辺地域で日本との共同作戦をする、と言つてはいるが「日本周辺地域」とは、当初政府見解では、「日本に重大な影響をおぼし得る中東やマラッカ海峡をする」と言つてはいる。つまり、「日本に重大な影響を及ぼす」と言つてはいる。

新ガイドラインは、実際にどう変わったのか。安保条約と新ガイドラインをくらべて見ると次のようになる。日本周辺地域で日本との共同作戦をする、と言つてはいる。つまり、「日本に重大な影響を及ぼす」と言つてはいる。つまり、「日本に重大な影響を及ぼす」と言つてはいる。

新ガイドラインは、実際にどう変わったのか。安保条約と新ガイドラインをくらべて見ると次のようになる。まさに、新ガイドラインは自衛隊の「作戦計画五〇二七」と自衛隊の役割、新ガイドラインの対応関係を表にまとめるところとなる。まさに、新ガイドラインは自衛隊の「作戦計画五〇二七」と自衛隊の役割、新ガイドラインの対応関係を表にまとめるところとなる。

一片の行政協定

もって、日本はついに戦争すること、戦争のできる国家として登場することに踏みきつた。九月の最終合意を阻止するため全力で起ちあがろう。

朝鮮半島出兵！

インの文書ではごまかされていながら、米の要請を受けて検討されていった前段作業では、明確に「公海上を越えたその先」という概念で使われていた。七八年に策定された旧ガイドラインと新ガイドラインを比べても、その性格が根本的に変わっていることは一目瞭然だ。

★ 旧ガイドライン(78年)と新ガイドライン

| 旧ガイドライン | 新ガイドライン=戦争マニュアル |
|---|---|
| 安保条約の範囲内での | ●両国政府は、「平素からの協力」「日本有事、周辺事態に対する双務的対処行動」「後方地域支援」を行なう |
| 米軍と自衛隊の協力と対処行動の研究・協議 | 別表40項目 |
| 前提条件3項目は、研究・協議の対象としてはならない。 | ●前提条件無し。 「日本の全ての行為は、……日本の基本的な方針に従って行なわれる。」 |
| 1) 事前協議制にかかる問題。2) 憲法上の制約にかかる問題。3) 非核三原則 | |
| 「この結論は、両国政府の立法・予算ないし行政上の措置を義務づけるものではない」 | ●「義務づけるものではないが、日米両政府が、おのおのの判断に従い、このような努力の結果をおのおの具体的な政策や措置に適切な形で反映することが期待される。」 |
| | ●「日米両政府は、共同作業の実効性が確保されるよう、自衛隊及び米軍のみならず、おのおのの政府のその他の関係機関の関与を得て包括的なメカニズムを構築する。」 |

有事体制攻撃！

この作戦のために、米軍五〇万人が日本を出撃基地として使用する。これは、日本全土が総出撃基地化・兵たん基地化することを意味する。新ガイドラインは、有事体制の確立と労働者の戦争動員－労働運動の根絶による警備。

(1) 港湾・空港・病院・鉄道・道路・工場・通信、土地等、物資輸送経路等の自衛隊による警備。

(2) 米軍施設・原発・主要官庁・民間を問わず、社会の全レベルの機能の投入。

(3) 関・国家・地方自治体・公共機関・民間を問わず、社会の全レベルの機能の投入。

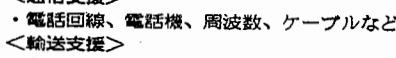
(4) そして労働者の戦争動員－

米軍が日本に求めた主な周辺有事支援項目

<施設提供>
・成田、千歳、関西、福岡など11民間空港
・大阪、名古屋、福岡、神戸など7民間港湾
・プレハブ、事務所、倉庫、仮設トイレなど



<補給支援>
・燃料、水、タンク、給油車、給水車など
・給油、給水などに必要な役務提供



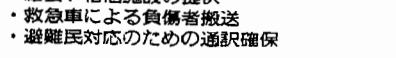
<通信支援>
・電話回線、電話機、周波数、ケーブルなど



<輸送支援>
・トラック、バス、クレーン、コンテナなど
・民間業者による物資、人員の輸送、荷役業務



<警備支援>
・警察による基地警備、海保による港湾警備
・民間警備員の増員
・防弾チョッキ、投光器、無線機など



<その他>
・給食、宿泊施設の提供
・救急車による負傷者搬送
・避難民対応のための通訳確保

労働者の動員！

(5) 以上のために、有事法制の整備／治安立法（組織的犯罪対策法）／労働法制の改悪／労働運動の解体攻撃が、秋の臨時国会～来春の通常国会にも上程されようとしている。

新ガイドラインでは「中央政府、地方公共団体、民間が有する能力を適切に活用する」との項目が盛り込まれ、新聞では「有事法整備二二項目」と称して、「民間の役務提供に関する強制措置（罰則）」を含む法案が準備されていると報じられている。

要するに憲法は完全な停止常態となり、労働運動はもちろんのこと、戦争政策が社会と国民生活の全てをのみ込もうとしている。これが新ガイドライン!!

★ 「作戦計画5027」とは？

| | |
|------|--|
| 前段階 | 経済封鎖 → 事実上の宣戦布告 → 情報収集活動／米軍と共に臨検／邦人救出のための自衛隊航空機、艦船、潜水艦の朝鮮半島派遣 |
| 第一段階 | 沖縄等からの緊急発進で朝鮮半島の制空権確保 → 補給／輸送／施設の使用など、「後方地域支援」兵たん支援の開始。 |
| 第二段階 | 北朝鮮の奇襲阻止と巡航ミサイルでの攻撃 → 前記の「後方地域支援」の全面化／機雷掃海／哨戒機・偵察機による情報収集／墜落した米軍の捜索・救難／艦船等の修理や整備。 |
| 第三段階 | 38度線突破－平壌進撃と海上からの強制上陸作戦 → 「後方地域支援」のさらなる全面化／戦地（被災地）での医療活動（人道的活動）／負傷者等の回収と日本への移送。 |
| 第四段階 | 平壌を孤立させ軍事統治 → PKO活動を口実として、軍事統治の一角を自衛隊が担う。 |
| 五段階 | 韓国主導の南北統一 |

★ 「国内法整備22項目」

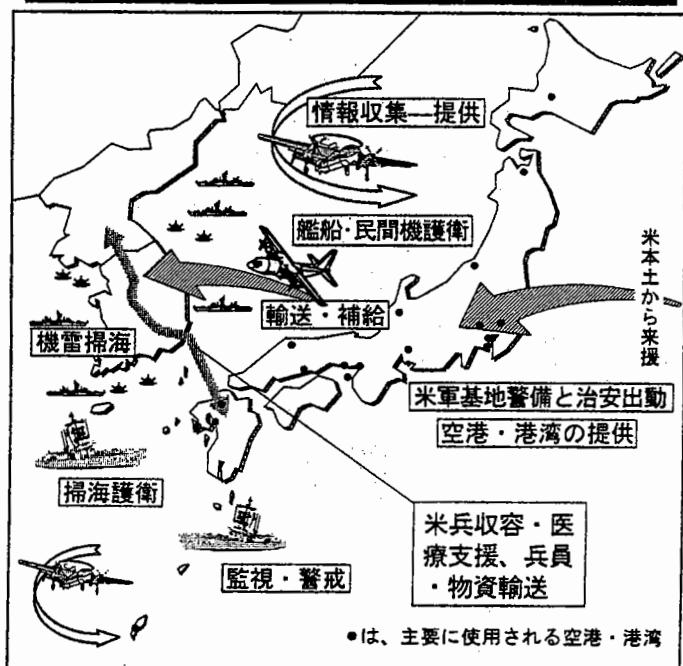
「周辺有事の際の対米協力に必要な国内法整備の検討対象22項目が明らかになった。米軍に民間空港や港湾を提供する場合、管理者である自治体からの協力を得るために法的措置のほか、民間業者の役務を提供する場合の強制措置（罰則等）の必要性なども盛り込まれている。」

7月3日「朝日新聞」

「自衛隊・米軍が移動・駐屯するための土地や屋の没収・徴発。港湾・運輸・私鉄・JRの徴用。自治体の医師や看護婦の動員はすでに計画ができているが、本人たちはいまだそういう自覚はないだろう。」

戦争マニュアルだ。全力で闘いに起ちあがろう！

日本の「5027」への参戦計画



- ①自衛隊の米軍基地警備と治安出動
- ②米軍艦船や民間航空機の護衛
- ③作戦海域の機雷掃海
- ④空母部隊への給油
- ⑤情報収集－提供
- ⑥空港・港湾の提供
- ⑦物資の補給と輸送
- ⑧米兵救出・医療支援

●9月11日(木)午後6時半 (6時～ビデオ上映)
●千葉市文化センター セミナー室 5F

「安保・ガイドラインと労働運動」 中野洋氏
(国鉄千葉労働組合委員長)

沖縄と未来のための千葉実行委員会 (10・27集会実行委員会改称)
連絡先 千葉市中央区要町2-8 動力車会館 ☎043(222)7207